

OSSを利用される皆様へ

郵送での標章交付が可能になります。

◆概要

OSS申請を行った申請者及びその代理人が保管場所標章の郵送交付を希望される場合は、郵送による標章交付が可能になります。

◆運用開始日

令和4年1月4日

◆費用

郵送に係る一切の費用は、申請者の負担となりますので、ご了承ください。

郵送交付までの5ステップ



手続きの詳細な流れ

① OSS申請

標章の受取りは、**警察署**を選択してください。

② 警察署へ電話

申請先の警察署に電話し、「郵送交付を希望する」旨を伝えます。（警察からは、手続きの流れ等について教示します。）

③ 申請画面で処理状況を確認

警察の現地調査終了後、保管場所標章手数料を納付し、「**警察内管理番号**」が表示されていることを**確認**します。

④ 専用様式と返信用封筒を郵送

佐賀県警察本部のホームページに掲載されている専用様式（様式1号「保管場所標章郵送希望申請一覧」）をダウンロードし、所定の事項を記載します。記載方法は、PC、手書きでもどちらでも構いません。OSS受付番号については、「**警察内管理番号**」を記載します。複数の申請をまとめて記載する場合は、番号や氏名等に誤りがないようご注意ください。

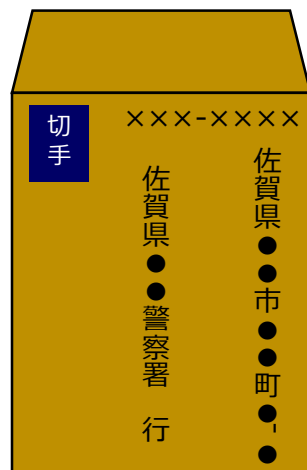
返信用封筒（レターパックプラス）を準備し、以下のとおり記載します。

- 郵送先（お届け先）欄：住所・氏名・電話番号
- 差出人（ご依頼主）欄：申請先の警察署の住所・警察署名・警察署の電話番号
- 品名欄：保管場所標章

その後、任意の封筒の中に、④で記載した様式1号「保管場所標章郵送希望申請一覧」と所定の事項を記載した返信用封筒（レターパックプラス）を入れて、申請先の警察署に送付します。返信用のレターパックプラスは折って、封筒に入れても構いません。

任意の封筒へ入れる

保管場所標章
郵送希望申請一覧



⑤ 郵送交付

※詳しくは、各警察署の窓口までお問い合わせください。